（独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十一条とし、第十五条から第十七条までを三条ずつ繰り下げる。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とする。

第十条第二項第一号中「第十八条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十八条第一項第二号」を「第二十一条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第十八条第一項第三号」を「第二十一条第一項第三号」に改め、同条を第十三条とする。

第九条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十一条　農林水産大臣は、基金が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十二条　農林水産大臣は、基金が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第八条第三項中「第十条」を「第十三条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）」を「基金」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十条第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。

附則第二項中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十二条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十一条とする。

第十七条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十四条　農林水産大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十五条　農林水産大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十一条第三項中「第一条第四号ロ」を「第二条第四号ロ」に改め、同条第五項中「通則法」の下に「第四十六条の二の規定により国庫に納付する場合及び通則法」を加え、同条第六項中「通則法」の下に「第四十六条の二の規定により国庫に納付する場合及び通則法」を加え、同条第七項中「通則法」を「第二条第四号ロ」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第一条第二号ロ」を「第二条第二号ロ」に改め、同条第四項中「通則法」の下に「第四十六条の二の規定により国庫に納付する場合及び通則法」を加え、「第一条第二号ロ」を「第二条第二号ロ」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第三項中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条第三号ニ中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十条第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。

附則第二条第三項中「通則法」の下に「第四十六条の二の規定により国庫に納付する場合及び通則法」を加える。

附則第三条中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

（独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条　独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第十八条とする。

第九条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十七条とする。

第八条を第十一条とし、同条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十二条　信用基金は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産（同項に規定する民間等出資に係る不要財産をいう。以下同じ。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。